

令和7年度高齢者帯状疱疹 予防接種の助成について

65歳の方を対象に高齢者帯状疱疹予防接種の助成を開始します。また令和7年度から令和11年度まで経過措置として、65歳以上の5歳刻み年齢の方も対象となります。

対象者（次のいずれかの方）

- 令和7年度に65歳を迎える方
 - 令和7年度に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
 - 100歳以上の方（令和7年度に限り対象）
- ※60歳～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者手帳1級またはそれに準ずる方）は対象となります。



予診票兼接種券の届く時期

- 4月ごろ送付します。
- ※60歳～64歳の対象者の方には接種券を送付しませんので、接種を希望される場合は保健福祉課へご連絡ください。

持ち物

- ・予診票兼接種券（緑色）
- ・加入医療保険がわかるもの
- ・自己負担金（接種するワクチンによって金額が異なります）
- ・生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」）
 - …1回接種（4,000円）
- ・組換えワクチン（シングリックス）
 - …2回接種（10,000円/回）

実施場所

町内の医療機関または福井県内の指定医療機関

注意事項

- ・原則、過去に帯状疱疹予防接種を受けた方は対象になりません。
- ・定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱います。

高齢者用肺炎球菌 予防接種について

令和6年度から、満65歳の方のみが定期予防接種の対象となっています。

令和6年3月31日で、経過措置対象者（70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・100歳の方）への定期接種は終了しました。

対象者

- 65歳の方
- 60歳～64歳の次の方は対象になります。
- ・心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方

予診票兼接種券の届く時期

- 65歳になる月の初旬ごろ
- ※60歳～64歳の対象者の方には接種券を送付しませんので、接種を希望される場合は保健福祉課へご連絡ください。

接種券の有効期間

65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日

持ち物

- ・予診票兼接種券（紫色）
- ・加入医療保険がわかるもの
- ・自己負担金 4,000円

実施場所

町内の医療機関または福井県内の指定医療機関

注意事項

過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価）を接種された方は、対象になりません。



健康被害救済制度

極めてまれに、予防接種を受けた方に重い健康被害が生じることがあります。予防接種法に基づく予防接種によって健康被害が生じた方を救済するため、予防接種法に基づく予防接種救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、保健福祉課にご相談ください。

各予防接種の詳細については、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
（高齢者帯状疱疹予防接種）



町ホームページ
（高齢者用肺炎球菌予防接種）

問合せ

保健福祉課 ☎0778-4718007